

オンライン コミュニティ・スクールに 関する研究大会

間教育政策推進室☎内線3221

「全国コミュニティ・スクール研究大会 in 三鷹」 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム2021三鷹」 「三鷹教育フォーラム2021」

「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」の充実に 向けて、全国各地の先進的な取り組みを紹介します。市内の 各学園の事例発表もありますので、ぜひご視聴ください。

- 11月6日出午前10時~午後4時30分
- 申 10月31日回午後5時までに申込フォーム HP https:// forms.gle/ZhHd33SWJPocfJS76(右記二次元コード)へ



プログラム

◆全体会=午前10時~正午

- 開会挨拶
- 三鷹市の取り組み発表
- 基調講演 講東京大学教授・慶応義塾大学教授の鈴木寛さん
- ◆分科会①=午後1時~3時

三鷹市の各学園に加え全国の9自治体の教育委員会・学校が事例発 表を行い、地域との連携・協働による、学園・学校づくりの取り組み を紹介します。

◆分科会②=午後3時20分~4時30分

三鷹市のコミュニティ・スクール委員会による、学校や地域に関 する熟議の様子を紹介します。児童・生徒や教員も参加しますので、 ご注目ください。



「ほっとペンチ」への寄付を

募集しています 間道路管理課☎内線2845 「ベンチのあるみちづくり整備事業」では、

ちょっと一休みできる場として、歩道や沿道 にベンチ(ほっとベンチ)を設置しています。

◆趣旨に賛同する皆さんからの寄付

(一口5万円)を募集しています

ベンチには、寄付者の個人・企業・団体名 やメッセージなどを刻んだプレートを取り付 けます(希望者のみ)。

申申込書(市ホームページまたは同課で入 手) を直接または郵送で「〒181-8555道路管 理課」(市役所5階50番窓口)へ



◆用地協力者を募集しています

用地協力者は、三鷹市との無償賃借契約などに基づき、固定資産税の 非課税、または減免措置を受けることができます。詳しくは同課へお問 い合わせください。

みたか健康づくりセミナー

「フレイル予防で☆キラリ☆健康長寿」

間健康推進課☎内線4225

フレイルとは、加齢により筋力や心身の活力が低下した状態を指します。予防 には、食事と運動で健康な体をつくることも大事ですが、人との社会的なつなが りを保つことも重要です。日々の生活に少しだけ工夫を取り入れてフレイルを予 防し、これからも住み慣れた地域で元気に生活しましょう。

◆セミナーの内容◆

- ①あなたの元気はみんなの元気―フレイル予防でずっと健康
- 11月4日休午前10時30分~正午
- 間理学療法士で東京都介護予防推進支援センター副センター長の植田拓也さん
- ②オーラルフレイルを予防しよう―健康の入り口はお口から
- 11月11日(株)午前10時30分~正午 講歯科衛生士の前田小百利さん
- ③毎日コツコツ!元気体操―毎日の生活にプラス10
- 11月18日(株)午前10時30分~正午
- 開介護予防運動指導員で女子ラグビー元日本代表選手の並木富士子さん
- 物動きやすい服装、運動靴
- ④"粗食がよい"はもう古い―しっかり食べてフレイル予防
- 11月25日(4)午前10時30分~正午 | 講管理栄養士の若林知津江さん
- 🖊 市民各日15人 新川中原コミュニティセンター
- 📵 いずれも10月5日巛午前10時から新川中原コミュニティセンターへ(先着制)

障がい者の 就労を考えるつどい2021 = 3



コロナ禍の障がい者雇用一変わったこと、変わらないこと

問三鷹市障がい者就労支援センターかけはし
 ☎0422-27-8864 · 🐼 0422-76-1442

新型コロナウイルス感染症は、雇用情勢に大きな影響を与えており、働き方そ のものも新しい動きへと変化しています。今回のつどいでは、コロナ禍において 「何が変わって、何が変わらないのか」をテーマに、障がい者雇用の現状とこれか らの在り方について、皆さんと一緒に考えます。

🗎 三鷹市、武蔵野市、ハローワーク三鷹 🔋 10月14日休午後2時〜4時10分

🖊 50人 (車いす可) 🛮 历 武蔵野スイングホール (武蔵野市境2-14-1)

※動画配信を予定。希望する方は申込時に参加形式で動画配信を指定してください。 ※状況により動画配信のみとなる場合があります。

プログラム

- 行政報告「障がい者雇用の現況について」
- 企業実践報告「コロナ禍の障がい者雇用一変わったこと、変わらないこと」

申 10月7日(4)までに参加フォーム (右記二次元コード) 、または申込書 (市ホーム ページで入手)を武蔵野市障害者就労支援センターあいる 🐼 0422-26-1863へ。メールで申し込む場合は、件名を「つどい申し込み」と し、氏名、電話番号、テーマに関する質問、あれば所属、車いす の利用・手話通訳の有無を 🖾 ill1@lion.ocn.ne.jpへ



10月は 「消費者月間」です

市と三鷹市市民のくらしを守る会議は、市民を狙った悪質商法などに対する注意喚起と啓発を行っています。 市内では現在、火災保険を利用した家の修繕に関する相談が増えています。振り込め詐欺や悪質商法は、「常に 新しい手口」で皆さんを狙っていることにご注意ください。

- ◆消費者相談窓□☎0422-47-9042 <a>■ 月~金曜日午前10時~正午、午後1時~4時(祝日を除く)
- ◆消費者ホットライン☎188 お近くの消費生活相談窓口につながります。

消費者相談窓口から③3多

不安をあおり契約をさせる「点検商法」にご注意!

間消費者相談窓□☎0422-47-9042

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるよ うに見えた。無料で点検できる」と見知らぬ事業者が訪問し てきた。点検後の瓦の写真を見せられ、「このままだと雨漏 りして大変なことになるので、急いで改修工事をした方が よい]と言われた。(70代・女性)

「ガスの点検をしている」と突然事業者が訪問してきたの で、契約中のガス会社の点検だと思い家に入れた。「給湯器 に異常があり、このままにしておくと危険だ。マンションの 他の住民にも迷惑がかかる」と言われ、不具合を感じていな かったのに給湯器交換の契約をさせられた。(60代・男性)

住宅リフォーム工事などの勧誘が目的だと告げず、点検を持ち掛け、不安をあおって契 |約をせかす「点検商法」の相談が継続的に入っています。戸建てだけではなく、最近はマン ションに居住する方からの相談も増えています。

「点検させてほしい」と訪問してくる事業者に対しては、決して応対しないようにしま しょう。万が一、事業者の点検に応じてしまった場合、点検結果をうのみにせず、決して その場で事業者と契約しないようにしましょう。別の専門家(建築士、住宅メーカー、契 約前のリフォーム見積もりチェックサービスを行っている機関)に確認をしたり、複数の 事業者から見積もりを取るなど、よく検討してから工事をするかどうか決めましょう。

突然訪問してきた事業者と契約した場合は、法定の契約書面を受け取った日から8日以 内であればクーリングオフ(契約解除)ができます。8日間を過ぎていても、契約の解除や 取り消しができる場合もあります。困ったときや判断に迷うときには、すぐに消費者相談 窓口または消費者ホットライン(上記)にご相談ください。